

令和元年度第2回草津市地域密着型サービス運営委員会

会議報告書		
会議名	令和元年度第2回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開催日時	令和元年12月3日(火)午後1時30分～午後2時30分	
開催場所	南部健康福祉事務所(草津保健所)3階特大会議室	
委員	氏名	氏名
	佐藤 卓利	清水 啓司
	鈴木 幸子	岡野 未来
	下笠 圭子	吉田 啓子
	油布 輝義	
事務局	健康福祉部：増田副部長	
	介護保険課：山本課長、小寺課長補佐、木村副係長、安土主任	

1. 開会

【委員9名中7名の出席をいただき、事務局より開会を宣言】

2. 委員・事務局自己紹介

【事務局より新委員2名を紹介後、2名から各挨拶・事務局の自己紹介】

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業所等への指導状況について

○事務局【資料1、別紙に基づき説明】

○委員長 この地域密着型サービス運営委員会の委員の構成は、事業所の方、市民などサービスを利用する側の方、滋賀県の職員、私のような学識経験者という構成になっている。当委員会は、草津市内の地域密着型サービスについて、よりよい運営を、事業所側と利用側で意見を出し合い、良いものはより良く、具体化していくための委員会である。

ご意見はないか。

○委員 資料1の10ページでは、「貴施設については、洪水浸水想定区域に入っているため」と書いてあるが、事業所は洪水浸水想定区域に入っていることを把握していなかったのか。

○事務局 事業所はハザードマップの確認はしていたが、古いハザードマップを参考にし

ていたことが聴き取りの中で判明したため、滋賀県のホームページで最新のものを確認していただくようにお伝えしたところ、後日すぐに確認し、事業所が洪水浸水想定区域に入っていることを把握された。

一昨年度に国から非常災害対策計画や避難確保計画の整備に関する通知があり、今年度には市の危機管理部局等から、風水害等のマニュアルを求められた場合は、提出しなければならないという法整備がされたことから、実地指導に行く際や集団指導の際に、整備をするよう、事業所に指導している状況である。

○委員長 確認だが、ハザードマップは滋賀県のホームページから見るのが可能ということか。

○事務局 その通りである。

○委員長 滋賀県のホームページに載っているものと同じものを、市が町内会を通じて、配っておられるということか。

○事務局 その通りである。

○委員長 他にご意見はないか。

事業者の方に聞きたいが、変更部分等があると事務的な作業が増え、大変ではないか。

○委員 色々と大変ではあるが、頑張っている。

○委員長 8ページの事業所Dの口頭指示の部分についてだが、地域密着型サービスというのは、草津市内に住民票のある方しか利用できないサービスということが前提であるため、「※上記地域以外でも御希望の方は御相談ください」という文言を記載してしまうと、市外の方でも使えるというように誤解される可能性があるため、指導したということか。

○事務局 その通りである。

○委員長 他にご意見はないか。

○委員 私は指導を受ける立場だが、事業所ができていないところを市は指摘してくださっている。適正な運営をするために必要なことだと思うため、もう少し実地指導の期間を短くされてはどうか。

○委員長 期間を短くして、というのは、3年に1度のペースで実地指導を行うのではなく、頻度をもう少しあげるということか。

○委員 その通りである。以前までは2年に1度のペースで実地指導をされていたと思う。おそらく事業所の数が多くなったため、期間が長くなったのではないかと思う。

○委員長 1事業所あたり何時間ぐらい実地指導を行っているのか。

○事務局 約1時間半から2時間ほどさせていただいている。

他市がどのような形で指導してるか分からないが、草津市としては、事業所の業務に支障をきたさないように、できるだけ短時間で実地指導を済ませたいと考えている。

○委員長 地域密着型サービスというのは小規模の事業所であるため、日々、限られた人数の中で仕事をされてる。市が実地指導に行き、一定の時間がとられるというのは事業所側としては大変な状況ではないのか、と個人的に考えていたが、そのような配慮されてるということが分かって良かった。

○事務局 草津市は3人体制で実地指導を行っており、一人の職員は自主点検票の確認をし、他の職員は運営規定の確認や利用者の個別ケース記録を確認するという、同時進行をさせていただいている。そのため、短時間で実地指導を終わらすことができている。

○委員長 他にご意見はないか。

○委員 15ページの下から3行目の「ケアプランでは身体介護が計画されているが、実

態としては生活援助であると思われるサービスが提供されているケースが確認できた。本人の心身の状況を十分に把握し、課題解決を目指すにはどのような支援が必要なのかを改めて分析し直すこと。」という指導について、内容が非常に難しいが、事業所は理解しているものなのか。

○事務局 家事等を手伝うものを一般的に生活援助というが、例えば利用者を見守りながら一緒に家事をする場合は、身体介護となる。しかし、身体介護としてのサービスが20分以上、もしくは生活援助と身体介護が合わさったサービスが20分以上でなければ身体介護は算定できない。例えば、掃除をしながら身体介護も行う場合は、生活援助として身体介護が合わさった形になるが、その合わさった身体介護の部分が20分を超えないと身体介護としての算定が認められず、生活援助での算定となる。

今回のケースは内容を見ていると、身体介護のサービス内容が20分に満たないと感じたため、サービス内容を見直すよう指導した。

○委員長 ケアプランを読むだけで、このサービスは20分未満であることが分かるということか。

○事務局 分からないので何分くらいのサービスを行っているのか、その場でケアマネジャーに確認する。明確な回答が返ってくれば良いが、曖昧な回答しか返ってこなければ、分析し直すよう指導する。書面だけで判断せず、疑問があればその場で確認するよう心掛けている。

○委員長 16ページの文書指摘の下から4行目・5行目について。「利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求め、選択する権利があるにもかかわらず、一部の利用者に対し、説明を行っていない状況が確認できた。」とあるが、ケアマネジャーは、どのようなサービスを利用するかについて、利用者と相談しながら決めていくが、その際に複数の事業所を紹介することが義務であるにも関わらず、紹介した形跡がなかったということか。

○事務局 その通りである。

このケースについては、サービス付き高齢者向け住宅に入居される利用者がおられ、その施設には、訪問介護事業所が併設されていた。ケアマネジャーと利用者が契約を結ぶ前に、利用者は施設と契約をされており、その施設の訪問介護事業所を使うという話になっていた。その後、施設がこの居宅介護支援事業所を利用者に対し紹介したが、その際にケアマネジャーは、もし施設と利用者との間でどの訪問介護事業所を利用するか決まっていたとしても、複数の事業所を紹介する義務がある。しかし、紹介をしていないことが聴き取りの中で分かったため、指導した。

○委員長 サービス付高齢者向け住宅とはどういったものか、委員の皆様は御存じか。
サービス付高齢者向け住宅とは高齢者が住む共同住宅。そこでもし介護保険のサービスが必要な方は、ケアマネジャーを選び、そのケアマネジャーが、施設内の訪問介護事業所を利用するか、施設外の訪問介護事業所を利用するかは利用者が選ぶ権利があるという説明をする義務があるにもかかわらず、説明をされなかったということか。

○事務局 その通りである。

この居宅介護支援事業所の重要事項説明書には、サービス事業所を複数紹介することについて記載されていたが、実際は行えていなかった。市の指導権限は居宅介護支援事業所にしかないが、本来であれば訪問介護事業所にも指導をすべきであると感じている。

○委員長 他にご意見はないか。

○委員 実地指導の実施計画数よりも実施数がまだ少ないようだが、間に合うのか。

○事務局 後半に多めに実地指導をさせていただく予定のため、計画数は達成できる。

○委員長 年度内に当委員会はまだ1度あるため、その際に報告があるか、来年度の第1回目の委員会の際に報告いただく形になる。

他にご意見はないか。

○事務局 先ほど資料1を説明した際にお話しさせていただいたが、実地指導の場で、認

知症の方の介護についてケアマネジャーから相談を受けることがある。認知症対応型のサービスは、地域密着型サービスに多いのだが、なかなかケアマネジャーの間で周知されていない現状があり、認知症の利用者への対応について困っておられる声を聞いている。事業所の方から普段、どのようにケアマネジャーにお話しされているのか、また認知症の方への対応についてのアドバイスなどいただきたい。

○委員 私は認知症対応型通所介護で5年勤務させていただいてるため、5年間の傾向しかお伝えできないが、ケアマネジャーに対しては認知症対応型通所介護というところはマンツーマンで対応できる等といった特徴を踏まえて営業をさせていただいている。そこでケアマネジャーが認知症対応型通所介護というサービスに魅力を感じた場合は、そのケアマネジャーからどんどん利用者へ紹介はしてくれるが、認知症対応型通所介護は一般的な通所介護よりも単価が高いため、ご家族に紹介されても、ご家族が値段が高いという理由から一般的な通所介護を選ばれる傾向が多い。

もう1つの傾向としては、認知症対応型通所介護を選んでいただけても、利用が始まった時点で既に認知症が進んでしまっていて、日中は認知症対応型通所介護を利用しているため問題ないが、夜間は徘徊をするため在宅生活が困難な状態になってしまっていることから、認知症対応型共同生活介護や特別養護老人ホーム等の施設に入所されることが多く、結果的に認知症通所介護を利用される期間が短い、という傾向がある。

○事務局 事業所側からすると、認知症が重くなる前の段階で相談いただければ、もう少し長い間、在宅で生活していただけるということか。

○委員 その通りである。

○委員長 認知症対応型通所介護は単価が高いとおっしゃっていたが、一日当たりの単価はいくらなのか。

○委員 介護度によって単価が違う。

○委員長 何%くらい高いのか。

○事務局 5～10%ほど。

認知症対応型通所介護だけに限らないが、国はスケールメリットを意識して単価設定を行っている。そのため、一般的な大規模の通所介護は単価が安く、地域密着型通所介護のように定員が18名以下で小規模だと、大規模の事業所よりも単価が高い。認知症対応型通所介護の場合は、更に単価が高くなっている。

○委員長 矛盾を感じる。

○事務局 人員のことも考えると、認知症対応型通所介護は人員を揃えないといけないため当然単価が上がってしまう。しかし利用者がいざサービス事業所を選ぶ際に、単価が高いということがデメリットとなり、結果として認知症対応型通所介護を選ばないというのが現状。草津市内で認知症対応型通所介護は現在2ヶ所あるが、草津市内の広域型の通所介護や地域密着型通所介護の単価に近づけるために、認知症対応型通所介護のサービスの時間を短く設定せざるを得なくなっている。とても矛盾を感じる。

○委員長 家族はもう少し預かってもらえると助かるが。

○事務局 はい。

しかし、この話は草津市だけの話ではなく、全国的な話である。先ほどの話にあったように、早い段階で認知症の症状に気づけて、早い段階で認知症対応型通所介護に繋げておけば、もう少し在宅で生活できる時間が延びるかもしれないのだが。

○委員長 例えば、どの通所介護を利用するか選ぶ際に、利用者や家族がそれぞれの事業所に見学に行った場合、認知症対応型通所介護の方が認知症の方に対するケアが充実しているということなど、利用者側から見て、一度見学に行っただけで通常の通所介護と認知症対応型通所介護の違いは分かるものか。

○委員 じっくり時間をかけて見学していただかないと、コミュニケーションのとり方やケアの方法というのは分かっただきづらい。家族によっては、子供っぽい雰囲気と感

じる方もいらっしゃる。

しかし、書面だけや電話だけでの説明だと、単価が高いという理由で選んでいただけないことが多いが、見学に来ていただいたご家族には、9割くらいは選んでいただけている。

○委員長 電話だけで説明を求められる家族は結構いるのか。

○委員 ご家族と直接電話でやりとりすることはないが、ケアマネジャーから電話で問い合わせがある。ケアマネジャーが見学に来て、認知症対応型通所介護に対して魅力を感じてくだされば、ケアマネジャーからも利用者やご家族に対して勧めて、利用に繋がりやすい。

○委員長 一般の方からしたらどの事業所を選べば良いのか分からない。値段とサービス内容を照らし合わせて事業所を選ぶ必要があるが、見学に行ったことがない家族であれば、値段でしか判断できず、どうしても結果的に安い値段の事業所へ行ってしまふ。それはとても矛盾している。

しかし、実際に家族が見学に来られれば、大体は認知症対応型通所介護を選ばれるという話があったため、ケアマネジャーは少々単価が高くても、認知症の本人のためだけではなくご家族のためにも良いということを勧めていかないといけない。

○事務局 実際、見学に来られるご家族はどれくらいいるのか。

○委員 少ない。見学に来られたら手ごたえを感じるが、例えば、認知症の方は利用日に迎えに行っても車に素直に乗られないことが多いが、私の事業所であれば何度でも迎えに行く、という内容をパンフレットや電話では伝えにくいいため、やはり見学に来ていただかないと認知症対応型通所介護の良さを伝えきれない。

○事務局 自分の子供を保育園に入れる時は、見学に行かない親は少ないが、高齢者を通所介護に通わせたり施設に入れる際などは見学に行かないことが多い。この違いが大きな問題だと感じている。見学をすることのメリットを伝えていく必要があるのではないか。

○委員長 大事なことだと思う。

○事務局 南部介護サービス事業所連絡協議会という組織もあるため、協議会などと連携しながら、見学が大切だということについて伝えていけたらと思っている。

○委員 私の地域にある事業所は、お食事会などのイベントをされる際は回覧で知らせてくれている。そういう回覧などがあると、親しみがわく。

○事務局 地域密着型サービス事業所は、地域との交流を大切にするために、まずは施設に来ていただく、という意味合いで回覧で案内をされたり、施設側が出向くようなイベントをされている事業所もある。

○委員長 わざわざ用事がない時に事業所を見学に行くのは気が引けるが、事業所がそのような案内をされていたら、利用者側としては施設に行く機会ができる。

今は小学校の学区ごとに地域の医療と福祉を考える会というのがあり、そのような会があるという情報等も一般の方にも伝わると良いと思う。

○委員 私の住んでいる地域の事業所では、数か月に一度、70～80名くらいの地域の方が来られて、食事会を行っている。そこではアコーディオンの演奏をしていたり、非常に雰囲気が良い。

もう1ヶ所違う事業所の話になるが、事業所で集まる会があり、その際に施設の職員が足の悪い方をトイレに連れて行こうとしていた場面を目撃した。その職員は自分の足を利用者の前に出して、本人にその足を踏ませようとしていた。踏もうとした際に、職員の足を後ろに下げ、今度は反対側の足を、利用者の前に出し、また踏ませようとする。そして利用者が踏もうとした際にまた職員は自分の足を後ろに下げる。上手に利用者を歩かせてトイレに行かせている姿を見て感動した。

○委員長 そのような介護現場を一般の方が見れる機会があることは、やはり大切なことだと思う。そういう点では事業所側もできるだけ、地域の人に集まっていただける機会を

設ける工夫をしたら良いと思う。そのような部分で行政は何か支援することが出来るのか。

○事務局 地域密着型サービスについては運営推進会議という会議があり、サービス種別によって開催する頻度は違うが、少ないところで年に2回、多いところで年に6回、会議を開催することになっている。その会議に行政の職員や地域包括支援センターの職員も入っているが、こちらから事業所に指示をするのではなく、会議の中であがってきた質問に回答したり、議論がうまく進行するように手助けをするのが役割だと思っている。

○委員長 事例を紹介するといったようなこともしているのか。

事業者はお客の獲得という面で競争しないといけないが、介護保険の制度の中で行っている事業のため、競争すると同時に協力し合うということも必要となってくる。

そういう点で、行政は集団指導のような場で、事業者ができるだけ協力し合えるような、良い事例等を紹介してあげると良いと思う。

○事務局 他市の状況は分からないが、草津市の場合は地域密着型サービスの事業所の中で、【認知症対応型通所介護】と【認知症対応型共同生活介護】【小規模多機能型居宅介護】の3つのカテゴリーの事業所に関しては、そのそれぞれのサービス種別で事業所会議という会議をされて、情報交換をする場となっている。

○委員長 その部分については、事業所で実際にサービスを提供されている、本日欠席の委員にまた次回以降にお話を聞きたいと思う。

(2) その他

○事務局 【次回の委員会の日程、内容について説明】

以上